

## ・子ども委員会からの提案（まとめ）

### (1) 札幌の子どもにとって大切な権利

#### 大切だと思う権利の一覧表（抜粋）

私たちは、第3回、第4回子ども委員会でのグループディスカッションや家族、友だちなど身のまわりの人から聞いた意見をもとに、「一人ひとりが自分らしく生きるために必要なこと」「成長していくために必要なこと」「安全で安心して、健康に生きていくために必要なこと」「意見を表明したり参加するために必要なこと」の4つの区分ごとに、それぞれ権利を提案しました。

これから紹介する権利の一覧は、提案した権利のうち、子ども委員一人ひとりが「一番大切だと思う権利」として、第5回子ども委員会のために発表したものです。なお、提案したすべての権利は、資料編（p.20～）に掲載しています。

#### 一人ひとりが自分らしく生きるために必要なこと

##### 秘密をもつ権利

親だからと言って、何でも勝手に子どものプライバシーに関わるものを見るのではなく、一人の人間として子どもをみてほしい。

\*全体発表では、1項目挙がりました。提案されたすべての権利は、合計24項目にのぼります。（p.21～）

#### 成長していくために必要なこと

##### 教育を自由に受けられる権利

自分の意思で、行きたい学校に行くことができるようになりたい。

##### 教育をしてもらおう権利

成長するための行動を起こすために、必要な知識がほしい。

##### 遊ぶ権利

たくさん遊ばないと、体力がつかないと思う。でも、やることをやってから遊ぶことが大切。

##### 自分の夢を自由に持つ権利

自分の将来の目標を自分で決めて、目標に向かって努力していきたい。

##### 遊んだり勉強したりする場所を選ぶ権利

遊ぶ場所や勉強する場所は、自分で決めたい。

##### 経験をする権利

どんなことでも経験することが大切なので、色々なことをやらせてほしい。

##### 認められる権利

失敗してもやり直すことが認められると、自分の意思をのびのびと伝えることができる。

##### 豊かな自然でみんなと遊んだりのんびりする権利

豊かな自然のあるまちで過ごせば、ストレスや病気になることも少なくなる。

\*全体発表では、8項目挙がりました。提案されたすべての権利は、合計38項目にのぼります。（p.23～）

安全で安心して、健康に生きていくために必要なこと

### 命が守られる権利

何よりも一番大切なのは、命。子どもが戦争に行っている国もある。

### 安心して暮らせる権利

子どもは、事件や事故に巻き込まれず、安心して暮らせることが大切。

### 命を守るために学ぶ権利

命が守られるだけでなく、自分で守るための知識もほしい。

### 安心して生きていける権利

安全で安心して生きていけると、落ち着いた気分になることができる。

### 愛される権利

社会に出て一人前になるまで、親は子どもを愛してほしい。まわりが愛してくれると、子どもも人を愛せるようになる。

### 権利を正しく知る権利

子どもの権利を正しく知ることで、自分の権利が守られていて幸せだと思えるし、他人の権利を侵していないかを知ることができる。

### 成長を見守られ、話を聞いてもらえる権利

自分の思いを伝えることができる人や、困ったときに助けてくれる人がほしい。

### いつも笑顔でいる権利

悩みができれば、すぐに相談ができる人がいることが大切。いつも、悩みを隠さないうで、笑顔でいたい。

\* 全体発表では、8項目挙がりました。提案されたすべての権利は、合計33項目にのぼります。(p.25~)

意見を表明したり参加するために必要なこと

### 自分の意思を表現できる権利

何かを経験するにも、自分の意思が必要。自由にその意思を表現できる環境が大切。

### 意見が受け入れられる権利

自分の意見を、ただ「ダメ」と言われても、納得できない。その場合は、ダメな理由を子どもに説明して欲しい。

### 情報を取り入れる権利

子どもでも知りたい情報はある。「子どもは分からない」と言わないで、新聞やテレビから、好きなときに情報を取り入れたい。

\* 全体発表では、3項目挙がりました。提案されたすべての権利は、合計20項目にのぼります。(p.28~)

## 「自分らしさ」と「我がまま」について

子どもの権利を考えているときに、「自分らしさ」と「我がまま」とはどこが違うのだろう？ということが疑問になりました。そして、子ども委員会での全体発表や、検討委員との意見交換でもこのことが話題になりましたので、私たちが考えたことを、いくつか紹介します。

- ・子どもの権利を大人や子どもに知らせることが大切。知らせるときには、権利だけを知らせるのではなくて、権利と我がまを間違えないように知らせる方法を考えて欲しい。
- ・時と場合を考えて行動することが大事。誰にでも「いい」と言ってもらえることが権利であって、自分で「もしかしてダメかな？」と思うときは、我がままな場合があるのでは。
- ・条例づくりで考えている「子どもにとって大切な権利」は、人間であれば誰でも基本的に認められているものであって、子どもだけが特別に認められるものではない。だから、これ以上、子どもに権利を与えたら我がままになるというのは、間違いだと思う。逆に、これらの権利がなければ、子どもの虐待やいじめ、自殺が起きるかもしれない。これらは基本的人権なのだから、子どもが自分の権利を知っていて当然だと思う。

## (2) 子どもの権利侵害からの救済

私たちは、子どもがいやな思いをすることの具定例を挙げながら、子どもの権利侵害からの救済について考えました。

### 子どもがいやな思いをする具体例

#### ● 不適切な情報

子どもが知らずに危険なウェブサイトを見てしまうことなどがある。大人は、子どもが不適切な情報に接することがないよう、配慮してほしい。

#### ● やりたくないことを強要

子ども自身のことを、子どもが十分に意見を言えないままに大人（親）が決めてしまうことがある。子どものことを考えてくれた結果かもしれないけれど、もっと話し合いたい。

#### ● 虐待

親から虐待を受けている場合、家庭の中で相談できる相手を探すことは難しいので、誰か他の人に相談することが必要。

#### ● いじめ

子ども同士の問題は、子ども同士（自分自身）で解決したいが、子どもだけでは解決できない問題もある。

#### ● えこひいきや体罰

先生に注意できる人がいるとよい。

#### ● プライバシー

先生や大人の人は、秘密にするほどのことではないと思うことでも、子どもにとっては言っ  
てほしくないことがある。

### 権利侵害からの救済のために大切な4つのこと

#### その1) 「相談」が大切

どんな権利侵害であったとしても、困ったときに誰かに相談することは、権利侵害を救済するために大切なことだと考えました。

権利侵害の内容や状況などに応じて、友だち、親、先生、スクールカウンセラーや電話相談など、相談相手は様々ですが、相談すること自体に不安を感じたり、相談をしたことが他の人に知られていじめがひどくなるのが心配、といった問題があります。

これらの不安や心配などを解消して、困ったときは誰でも相談できるようにするために、相談を受ける人や相談機関等には次のことを守ってほしいと考えました。

### < 相談相手や相談機関に守ってほしいこと >

子どもが「相談すること」に対して不安を感じれば、不安を和らげること。

子どもが「相談したいと思っていること」は、ささいなことでも相談できること。

子どもが「相談しやすいと思える人」に相談できること。

子どもが「相談したいと思ったとき」に、いつでも相談できること。

子どもが「相談に行きやすい場所」で、相談できること。

子どもが「相談するとき」は、時間をかけてじっくりと相談できること。

子どもが「相談したこと」を、他の人には知らせないこと。

## その2) 「まわりの支援」が大切

権利を侵害されたとき、自分自身の力で解決したい、いじめなど子ども同士の問題は子ども同士で解決したい、と思う気持ちがあります。ただ、自分や、子どもだけでは解決できない問題もあるので、まわりの大人が、子どもの状況を見守り、大人の力が必要になった時に手助けすることが大切だと考えました。

また、権利侵害を受けている本人が、自分から周囲の人に助けを求めることができないような場合もあるので、周りにいる子どもや大人は、困っていそうな子どもがいれば、声をかけたりすることが大切なことだと考えました。

## その3) 「予防」が大切

権利侵害の問題を解決するためには、権利侵害が起こらない環境をつくっていくことが大切だと考えました。子どもたち自身がいじめはいけないことだという自覚を持つ、子ども同士がお互いに心を開き通わせる、といったことがいじめを予防することにつながっていく大切なことだと考えました。

## その4) 「友だち」が大切

友だちは、いろいろなことを話す相手であり、一緒に問題を解決してくれる仲間です。普段から子ども同士が気軽に話をしていれば、困ったときには相談して、権利侵害を防ぐことにもつながります。また、仲の良い友だちが一人いれば、つらいときでも学校に行けることがあります。

友だちは、子どもにとって、いろいろな面で大切な存在です！

子ども委員会での議論をふまえて、各委員が権利侵害からの救済について考えた内容を、p.46（権利侵害からの救済について～資料編～）に掲載していますので、ご覧ください。